

杉並区立松庵小学校

いじめ防止基本方針・その取り組み・組織

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」および「いじめ防止対応マニュアル」に基づき、本校におけるいじめ防止の具体的な取り組み、組織を定めるものとする。

I 学校いじめ防止基本方針

基本方針1 いじめを「防ぐ」

(1) 人権尊重の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決してゆるされるものではないことを子ども達に理解させる。また、子ども達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

① 年3回のいじめ防止研修の開催（「いじめ重大事態」の定義の定義の確実な理解を含む）

② 情報モラル教育の推進

（セーフティー教室、スクールサポーターによる保護者向け講話の実施他）

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみで心の教育を推進する。

道徳の授業では、子ども達の実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

① 道徳授業地区公開講座の充実（12月5日）

② いのちの安全教育月間の充実（5・6月、9・10月）

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子ども達が自分と向き合い、他者・社会・自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心等の大切さに気づき、体得できるような体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

① 異学年交流活動「たてわり班活動」（毎月1回）

② 福祉体験活動 第5学年 総合的な学習「誰もが暮らしやすい街づくり」

③ 「ヤギとなかよし」 第4学年（子どもと生き物の心の距離を縮める教育活動）

④ ロング昼休みの実施（児童が関わり合い、より豊かな人間関係を構築できるようにする。）

⑤ 弁護士による、人権について考える授業 第4学年

基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子ども達との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子ども達の小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関とも連携して情報を収集し、対応する。

（１）実態把握

- ①「ふれあいアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ対応マニュアル」（令和８年４月改定）【参考資料】教職員向けチェックリストの活用
- ③子ども達との個別面談など（スクールカウンセラー、各担任）
- ④WEBQUの全校実施（学校・学級生活への不適応、不登校、いじめ被害の可能性の高い子どもを早期に発見できる心理テスト。学級集団をアセスメントし、より適切な支援をすることを目指す。）

（２）教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②スクールカウンセラーの活用・充実（第５学年の全員面接等）
- ③相談窓口の紹介（手紙や学校便り、デジタルチラシ等を通して）
- ④松庵ルーム（別室）を開設し、児童の居場所を作る。

基本方針3 いじめから「守る」

（１）早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。解決に向けては、「松庵小いじめ対策委員会」を中心に学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

（２）関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。

- ①SAT（済美教育センター）
- ②スクールソーシャルワーカー（済美教育センター）
- ③民生・児童委員
- ④高井戸警察署、子供家庭支援センター
- ⑤学校問題対応支援係（CEDAR）

Ⅱ いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告 (5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「ふれあいアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長等へ報告
3 事実認識と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを、全力をあげて守る」と伝える	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り ・話しやすい人や場所等の配慮 ・複数の教職員での聞き取り ・情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育 SAT（済美教育センター）、 スクールソーシャルワーカーとの連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面で判断せずに、支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもと共に真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子どもについて、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて保護者会の開催等、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅲ いじめ対応の組織

松庵小いじめ対策委員会

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「松庵小いじめ対策委員会」を設置し、月に一度委員会を開催する。この対策委員会を中心として、全教職員で共通理解を量り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】 （校務分掌組織図に位置付ける。委員長は生活指導主任とする。）

校長	副校長	主幹教諭
生活指導主任	養護教諭	学年主任（＋当該学級担任）
特別支援教育コーディネーター	スクールカウンセラー	教育相談コーディネーター

※必要に応じて、教育 SAT やスクールソーシャルワーカーと連携する。

【開催予定】

基本的に、月後半の金曜日に「松庵小いじめ対策委員会」を開く。（うち三回は全職員が参加する職員研修も行う。）

いじめ案件が起きた時には上記のメンバーを招集し、臨時で開催する。

開催日	内容
4月24日（金）	通常委員会／いじめ防止研修①（職員研修）
5月22日（金）	通常委員会
6月26日（金）	通常委員会
7月17日（金）	通常委員会
7月22日（水）	いじめ防止研修②（職員研修）
9月25日（金）	通常委員会
10月23日（金）	通常委員会
11月20日（金）	通常委員会
12月18日（金）	通常委員会
12月25日（金）	いじめ防止研修③（職員研修）
1月22日（金）	通常委員会
2月26日（金）	通常委員会
3月19日（月）	通常委員会